

## 「（仮称）協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

世界同時不況の中で、地域・生活の破壊が進み、家計の担い手が失業し、家庭と家族が崩壊する等の大変な状況が今起きている。とりわけ、労働環境の悪化は深刻さを増している。

こうした中、地域に必要なサービスを協同出資により事業化し、社会貢献の喜びと尊厳を大切に働くことを通じ、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新たな働き方が注目されている。

しかしながら、こうした「協同労働による協同組合」には根拠となる法律が整備されていないことから、社会的な理解が浸透していないばかりか、法人格が必要な自治体の入札への参加や社会保障の負担等の面でも制約を受ける等の課題がある。

よって、国においては、協同労働が市民活動という側面のみならず、新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生に資するものであり、少子高齢化社会に対応する有効な制度であることを踏まえ、「（仮称）協同労働の協同組合法」を速やかに制定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

沼津市議会